

令和5年 第13回

教育委員会定例会会議録

とき 令和5年11月14日

品川区教育委員会

令和5年第13回教育委員会定例会

日 時 令和5年11月14日(火) 開会：午後3時
閉会：午後4時19分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 吉村 潔
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎
委 員 稲垣 百合恵

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川区図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 升屋 友和
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 田島 希望

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 67 号議案 教育委員会事務局幹部職員の人事異動（事務取扱）について
- 第 68 号議案 品川区教育委員会の教育目標および基本方針の改訂について
- 第 69 号議案 文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 70 号議案 学校教育職員（固有教員）の任免等について（休職）
- 報告事項 1 補正予算内示について
- 報告事項 2 令和 5 年秋の叙勲受章者について
- 報告事項 3 第 4 回品川区学事制度審議会の実施報告について
- 報告事項 4 教職員の任免等について（休職）
- 報告事項 5 区立学校におけるいじめの重大事態の発生について
- 報告事項 6 品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について
- 報告事項 7 事務局職員の任免等について（休職）
- その他 1 校庭等の安全対策について
- その他 2 令和 5 年 12 月、令和 6 年 1 月の行事予定について

令和5年第13回教育委員会定例会

令和5年11月14日

【教育長】 ただいまから令和5年第13回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、吉村教育長職務代理者、稲垣委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

初めに、会議の持ち方ですが、日程第1、第67号議案、教育委員会事務局幹部職員の人事異動（事務取扱）について、日程第1、第70号議案、学校教育職員（固有教員）の任免等について（休職）、日程第2、報告事項4、教職員の任免等について（休職）、日程第2、報告事項7、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第68号議案、品川区教育委員会の教育目標及び基本方針の改訂について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、第68号議案、品川区教育委員会の教育目標及び基本方針の改訂について、を御説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元に、資料2を御用意いただければと思います。

まず1枚おめくりいただきまして、新旧対照表、こちらを御覧いただければと思います。現行の教育目標・基本方針につきましては、平成25年の11月26日に策定し、以後、改訂を3回行ってきております。なお、最終の改訂は令和4年4月1日付となっております。このたび、この教育目標及び基本方針を来年、令和6年4月1日付で改訂をしたいというものでございます。

考え方でございますが、現行の教育目標・基本方針について、児童・生徒を取り巻く最近の状況、直近の状況を踏まえたものにする。それから、時点を最新のものに修正する。具体的には、この後御説明申し上げますが、オリンピック、パラリンピック、土曜日授業等々、これらの文言を削除するというものでございます。それと、細かな文言整理を行う。大きく、こういったところでございます。

まず、大きなところで、体裁の部分の説明でございますが、現行の教育目標は5つございまして、それぞれが1から5の文章になってございます。それを、新しい教育目標のほうは、項目として箇条書きに改訂してございます。現行の教育目標につきましては、改正後の基本方針のリード文のほうに移行させてございます。大きくはこのような形で今回、改正を加えさせていただいております。

では、主な内容について触れさせていただきたいと思っております。資料は、新旧対照表の1ページでございます。新しいほうの教育目標の「目的」のところでございますが、「品川区

教育委員会は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、この文言を新たに加えておりますが、こちらは、今年度、国のほうで策定されました第4期教育振興基本計画、ここを参考しております。このように、国の一番新しい教育振興基本計画を踏まえて、新しい表現に加えているというところがこのほかにもございます。

それから、同じ1ページで右下、「旧（現行）」の教育目標の3番のところを御覧いただければと思います。「東京2020オリンピック・パラリンピック」、こちらの部分の表記につきましては、一定程度時間がもう経過しているということで、今回、この改正では削除させていただいております。

2枚おめくりいただきまして、5ページを御覧いただけますでしょうか。5ページの右側ですね、現行のほうでございますが、1行目に「土曜日授業も活用して」とございますが、こちら、「土曜日授業」というワードは導入から一定程度時間が経過しているということで、今回の改訂では単語を削除しております。同様に、その下の（4）のところ、「新たに整備したタブレットなど」という表現がございますが、もうこちらも導入して一定程度時間が経過しているということから、この部分は削除してございます。

それから、さらに1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧いただけますでしょうか。6ページの、こちら現行のほうでございませけれども、（1）の2行目でございますが、「部活動・運動会等の充実など」というところがございませけれども、部活動につきましては現在、地域移行の推進を図っているというところで、新しいほうからは削除してございます。

また、今回、全体的にすっきりさせるという狙いも一つございますので、例えば、ほかのプランですとか、そういったものを引用するときに、何月何日制定といったような文言がついている箇所がございますが、そちらについては割愛させていただいております。具体的に申し上げますと、3ページを御覧いただけますでしょうか。3ページの右側（3）、例えば「いじめ根絶宣言（平成25年9月24日制定）」、このような表記の括弧書きの部分、こちらについては今回、削除させていただいております。

大きくは、このような考え方によりまして今回、改正をしたいというものでございます。なお、今後の予定でございますが、本日この後、御審議を頂きまして、御承認頂きました際には区議会のほうに今回、次はお諮りして、その後、校長連絡会等々で周知を致しまして、来年の4月1日付で改訂をしたいというものでございます。

なお、この時期に改訂をさせていただく理由と致しましては、この後、学校のほうが来年度、次年度の、令和6年度の教育課程の編成に入ります。その編成に入ります前に、こちら、新しいものを御提示して、これを踏まえた教育課程を編成していただきたい。このような目的がございます。

雑駁ではございますが、私からは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 すごく、今の御説明でよく分かりましたし、整理されてきて、すごく良い教育目標になっているかなと思っています。1点だけ、私も今まで読んでいて、気がつかなかったのが、4ページの2番の「確かな学力の育成」の（2）なんです

けど、「多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子供たちの基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに」、ここまでとても良いと思うのですが、上の赤い字のリード文は、知識・技能のことと、それから「思考力・判断力・表現力」とか、「学びに向かう力、人間性」と書いてあるので、ここの部分の能力については、どうやって育むのかという、その知識及び技能の定着とは別のことなので、「次代を担う人材が身に付ける」の前に、「図るとともに、問題解決的な学びを重視し、」「次代を担う人材が」というふうに、「問題解決的な学びを重視し」という言葉を入れたほうが、今回の学習指導要領もこの趣旨で来ているし、思考力・判断力・表現力等の能力は、問題解決的な学びで育まれるというふうに書いてあるので、この言葉を入れてはどうかというふうに思っています。

以上です。

【教育長】 今、御意見が出ましたが、いかがでしょうか。

ほかの教育委員さんから御意見があれば、先にお伺いします。

なければ、庶務課長。

【庶務課長】 それでは、今頂きました御意見、2番の(2)ですね、「図るとともに」の後に、「問題解決的な学びを重視し」というフレーズを加えた上でというところで、修正をする方向で検討させていただきます。

【教育長】 確かに御指摘のとおり、リード文と対比させると、そのところが明示されていないというところがありますので、こちら、御指摘いただいたところを修正するようにさせていただきますと思います。

ほかに、ございますか。

よろしいですか。

それでは、品川区教育委員会の教育目標及び基本方針の改訂について、採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第68号議案、品川区教育委員会の教育目標及び基本方針の改訂について。先ほど御指摘を頂いたところを修正するというので、そのほかは原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 ありがとうございます。異議なしと認め、本件は説明のとおり可決することと決定致しました。

次に、日程第1、第69号議案、文化財保護審議会委員の委嘱について。説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、続けて私から、第69号議案、文化財保護審議会委員の委嘱について、を御説明申し上げます。恐れ入ります。資料3をお手元に御用意いただければと思います。

品川区文化財保護審議会につきましては、こちらは品川区文化財保護条例第41条の規定に基づき設置をしているものでございます。現在の委員の任期でございますが、現在の任期は令和5年の11月末日、こちらをもって任期が満了となることに伴いまして、本日、

記書きの2番のところに記載のとおり、令和5年12月1日から2年間、新たに候補者をこちらにお諮りするものでございます。

1枚おめくりいただければと思います。こちらが、12月1日から任期2年間の委員の候補者の名簿をおつけしてございます。一番右側に備考欄を設けてございますが、そちらに再任、新任ということで書かせていただいております。今回新たに委員になられる方が2名いらっしゃいます。上から2段目の、選任区分「歴史」の福留真紀、清泉女子大学の准教授。それから、下から2番目、選任区分「考古」の本間岳人委員でございます。立正大学の特任講師をお務めでございます。以上の2名を新たに加えまして、12月1日からこの10名で文化財保護審議会を運営していきたいというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、それぞれ今回の10人に係る委員候補者の略歴をおつけしてございます。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 質疑はございますか。

よろしいでしょうか。では、文化財保護審議会委員の委嘱について、採決していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第69号議案、文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定致しました。

次に、日程第2、報告事項1、補正予算内示について。

本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについて、どのように考えますか。

庶務課長。

【庶務課長】 補正予算の内容につきましては、区議会の議決前の案件でございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定致しました。

次に、日程第2、報告事項2、令和5年秋の叙勲受章者について。説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、続けて令和5年秋の叙勲受章者について、を御説明申し上げます。恐れ入ります。資料6をお手元に御用意いただければと思います。

このたび、令和5年秋の叙勲におきまして、下記の方が瑞宝双光章、こちらを受章されたことを御報告申し上げます。元東京都公立学校長の林瑠美子さんでございます。林先生におかれましては、最終職歴と致しましては、品川区立の御殿山小学校で校長をお務めになられました。勤続年数、校長歴は記載のとおりでございます。主な役職歴でございます。

が、品川区小学校教育会の家庭科部長をはじめとして、こちらの資料に記載の役職を歴任されるなど、その功績は非常に大きいものでございます。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

では、令和5年秋の叙勲受章者については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項3、第4回品川区学事制度審議会の実施報告について。

本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の取扱いについてどのように考えますか。

学務課長。

【学務課長】 第4回品川区学事制度審議会の実施報告について、につきましては、当該審議会が非公開で開催されており、審議途中の内容が具体的に公開されることで様々な臆測を呼び、区民や地域に混乱をもたらすおそれがございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 学務課長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定しました。

次に、日程第2、報告事項5、区立学校におけるいじめの重大事態の発生について。

本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてはどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の発生につきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議報告の場でもございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定しました。

次に、日程第2、報告事項6、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について。説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について、説明をいたします。資料10を御用意いただければと思います。

品川区いじめ防止対策推進基本方針につきましては、平成28年9月に作成されたもの

ですが、令和2年にいじめの重大事態が発生し、品川区いじめ対策委員会の調査結果、また、品川区いじめ問題調査委員会の調査結果を踏まえまして、今回、改訂を行うものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、内容でございますけれども、赤字になっている部分が追記、変更を今回した内容となっております。基本的な項目につきましては、平成28年度版を踏襲しておりますが、主な修正点について説明してまいります。

まず、1ページ目の4、いじめ防止への基本的な考え方についてですが、2ページの(4)学校と保護者の連携について、年度当初に保護者等に、いじめの定義やいじめ防止に向けた取組などについて説明するよう記載しております。

次に、5、学校における取組の(2)学校いじめ対策委員会の設置について、設置することを明記し、役割についても記載してございます。

続いて、3ページをお開きください。(3)いじめの防止等に関する取組についてです。アの未然防止では、いじめはどんな理由があっても絶対に許されない。「どんな理由があっても」ということを追記しております。また、いじめに関する授業の実施、そして、学校間及び校種間での連携を強化することなどについて追記しております。ウのいじめの早期対応では、学校いじめ対策委員会の役割に基づいた対応について記載をしています。

続いて、4ページを御覧ください。エの重大事態につながらないための対応として、被害児童・生徒の安全確保と不安解消、加害児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察、被害及び加害児童・生徒の保護者の理解に基づく対応。5ページに進みまして、学校関係者や地域、関係機関と連携した対応の項目を起こして、記載をしています。

6、区教育委員会の取組については、(3)いじめの防止等に関する取組として、既に実施している「目安箱」や「アイシグナル」等の相談体制についての記載。6ページに進みまして、イの学校支援の充実に、生活アンケートの実施や、指導主事・HEARTSとの情報共有、研修の実施について追記をしています。

6ページのコ、その他の取組につきましては、現在取り組んでおりますいじめ実態調査報告及び不登校対策報告書の提出、7ページに進みまして、いじめ根絶バッジ、品川教育の日について記載しております。

続いて、7の重大事態への対処についてです。現行の基本方針には、いじめられた児童・生徒の心のケアに努めるとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。重大事態について、区教育委員会に報告するとともに、HEARTSや警察等の関係機関との相談・連携のもとで迅速な対応を心がける。事実関係を把握するための調査を組織的に行い、区教育委員会による調査に協力するという3点が述べられておりましたが、今回の改訂では、7ページから11ページにわたり記載をしてございます。

まずは、(1)重大事態の定義です。(2)は、重大事態の判断について、国のガイドラインをもとに記載をしてございます。続いて8ページ、(3)重大事態発生の報告、(4)重大事態発生時の対応。アには、被害児童・生徒への支援、9ページ中ほどのイ、加害児童・生徒に対する指導及び支援、10ページの下のほうにございますウ、周囲の児童・生徒に対する指導・支援、11ページにはエ、学校関係者や地域、関係機関と連携した対応について、記載しております。

今回の改訂では、学校いじめ対策委員会の設置のような基本的な事項を記載するとともに

に、現行ではほとんど記載のなかった、いじめの重大事態への対処について充実を図りました。今後、校長会や生活指導主任会等を通じて、基本方針の改訂について説明をし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた早期対応が実効性のあるものになるよう、学校への指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。これまで、様々ないじめの御報告等してきておりますが、今までのセンター長の説明のとおり、様々な御指摘に基づいて、区教育委員会として改訂をしたいと考えており、策定したものでございます。教育委員の皆様からも御意見頂ければと思いますが、御意見、御質疑、ございますでしょうか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。これまでのいろいろなことを踏まえて修正をされているというのはよく分かりました。小さいことから、ちょっとこの辺はどうですかということまで、4点ほどあるんですけど、まず一つ目は、3ページの(3)のア、いじめの未然防止のところなのですが、この二つ目のポチですね。「市民科学習等を通じて」と書いてあるんですけど、これを読むと、「等」ってなっていますから、市民科学習だけではないというのはよく分かるのですが、いじめの指導に、いじめについては、学習でやるということももちろん大事なんですけど、担任の先生とか、あるいは学校の教職員が、ある意味指導する部分というのかなり重要なウエイトを占めていると思うんですよ。ですから、私はこの「人権を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる」指導を、「年間を通して行う」とやったらどうかかと。市民科学習は年3回と書いてありますけど、それ以外に年間を通して、このことについては教職員が毅然とした姿勢で指導することという、これが大事なかなというふうに思ったので、その辺はぜひ御検討いただきたいなというのが1番目です。

それから、2番目以降は先ほどの御説明で、7ページの「重大事態への対処」、ここを本当にいろいろお考えになって修正されたということなんですけど、まずちょっと小さいことなのですが、7ページの(1)重大事態の定義ってあります。これは全然、これでいいと思うんですけど、ただ「重大事態」という言葉自体はここに来るまでに結構出てくるので、定義の位置、ここでいいのかどうか。ここでいいのかもしれないんですけど、この前にもう「重大事態」という言葉は結構出てくるので、そのあたりどうかというのが二つ目です。

それから三つ目は、これが今までの案件をいろいろ御報告を受けて私が思うところなんですけど、8ページのア、イ、ウのイですね。「児童等が相当の期間欠席」をしている場合の判断という、ここの2行目、「ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には」という、この「一定期間」という表現は結構、曖昧は曖昧なんですよね。一定期間がどれぐらいなのか。要するに、ここでの欠席をどういうふうに学校が捉えて判断するかというのは、今までの案件を聞いていると結構これが遅れたりする場合というのがあったと思うので、この言葉が「一定期間」という言葉でいいかどうか。ちょっとそこは気になったところです。

それから4点目は、その下ですね。(3)の重大事態発生報告。「重大事態の発生が確認された場合、学校は速やかに」と書いてあるんですけど、7ページの(2)の重大事態

の判断を見ると、学校が判断するんですけど、ここに「教育委員会は、学校が重大事態に該当するかどうかの判断に迷う場合や、学校が重大事態と判断しなかった場合においても、重大事態と認定することができる」と書いてあります。これはとても重要なことだと思うのですが、そのことが書いてあるとすると、8ページの(3)のポチの一つ目は、「重大事態の発生が確認された場合」、あるいは、言葉は分からないですけど「疑いがある場合」、「学校は速やかに電話にて」と、その疑いの段階で、教育委員会には電話をして、今ちよっとこういう案件がありますよということをしておいたほうが、遅れはないのかなというのは、私は今までの案件の御報告を伺っていて思うんですけど。

この4点、私は意見として申し上げたいと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 御指摘頂きました4点につきまして、文言を含めて検討を進めていきたいと思っております。3番目にありました、「一定期間」がどれくらいかということですが、目安として30日とございますので、例えば1週間、2週間と経過していく中で、これはもう30日を超えそうだというような、判断がされるようであれば、もうその時点で、重大事態が起こったものとして調査を始めるといったようなことで、あえてここは何日とか何週間と明記はないのですけれども、子供たちの様子を見て、これは30日を超えそうだとした時点でというふうな捉えでおります。

それから、教育委員会が重大事態と認定することができるということで、今回新しく設けた文言になっています。教育委員会が認定した段階で、学校には報告書を出してくださいということで、これまでも今年度入ってから、そういったケース、複数回起こっておりますので、こちら、8ページのところの報告の中で、疑いがあるというような場合にも事前に報告、実際にそういうような動きをとっておりますので、実際に合わせた形も、文言として盛り込んでいけたらと思います。

そのほか、重大事態の定義の位置でありますとか、そういったところはまた全体を見通して、見直して検討したいと思っております。ありがとうございます。

【教育長】 ほかに、ございますか。

よろしいですか。はい。

それでは、今頂きました御意見を踏まえて、基本方針の改訂を進めてまいりますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、その他1、校庭等の安全対策について。説明をお願いします。

【学校施設担当課長】 では私から、校庭等の安全対策について、御報告いたします。

令和5年4月、都内小学校において、校庭に打ち込まれたくぎ等によって児童がけがを負う事故が発生したことを受けまして、区教育委員会では緊急安全点検を実施致しました。現在までに区教育委員会で把握しているくぎ等の数は、5校の校庭からくぎ等が15本、コンクリート等の塊が2個でございます。全て即日撤去しております。なお、くぎ等が原

因となったけが等は発生しておりません。

また、9月27日、山中小学校の西側道路向かいの飛び地において、塀改修工事を施工していたところ、塀周辺の土中から多数の瓦礫類やガラス片等が発見されました。飛び地は、観測池や学校菜園など、理科等の授業で使用しており、児童が自由に出入りする場所ではございませんが、安全確保に万全を期すため、10月17日、18日の2日間、重機を用いて瓦礫類等を撤去致しました。10月19日に、学校関係者と再度、当該飛び地内の点検を行い、安全を確認致しました。

区教育委員会では引き続き、学校施設の安全対策に取り組んでまいります。報告は以上でございます。

【教育長】 質疑はございますか。

ないようですから、校庭等の安全対策についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、その他2、令和5年12月、令和6年1月の行事予定について。説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、令和5年12月、令和6年1月の行事予定についてを御説明申し上げます。資料の12をお手元に御用意いただければと思います。

まず、12月につきましては、資料に記載のとおり、1日に八潮わかば幼稚園にて公開保育、また、研究発表が予定されております。後ほどまた、参加される委員を御確認させていただきたいと存じます。

それから、12月の12日でございますが、この日に教育委員会の定例会を開催させていただきたいと存じます。

年が明けて1月でございます。1月は大きく三つの予定がございます。まず、1月10日に校長・園長連絡会。新年最初の校長連絡会がございますので、こちらにて新年の御挨拶を頂戴したいと考えてございます。それから、1月19日でございますが、こちらは東海中・城南小・城南第二小・浅間台小でそれぞれ、研究授業、研究発表会が予定されてございます。こちらも、学校から案内が届き次第、御案内をさせていただきたいと存じます。

それから、1月23日でございますが、こちらは本日と同じように、学校訪問、それから教育委員会の定例会を開催させていただきたいと考えてございます。学校訪問についてですが、今回は、城南第二小、それから日野学園をそれぞれ予定させていただいております。

予定は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。幼稚園の公開保育、研究発表、小・中の研究授業、研究発表会については、場所は記載のとおり。研究発表のほうは、1カ所で行うという形になります。

何か御質問はございますか。

よろしいですか。

それでは、令和5年12月、令和6年1月の行事予定についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。
先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出願います。

— 了 —